		日号外	ページ
二	○こども家庭庁 子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定することも家庭庁長官が定める場合	七	三
一	○こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示	九 32	一二
五	○デジタル庁 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示	一六	四
六	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件	一六 特17	一
七	○デジタル庁、総務省 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	二九 44	五七
七	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示	一六	四
八	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	一六	四
九	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件	一六 特17	一
一〇	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	一六 特17	二
一一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	二九 44	五七
一二	○デジタル庁、法務省 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件	一三	二
四	○総務省 特定国外派遣組織を指定する件	二	一
二九	計算担当機関の指定に関する件	一三	二
三〇	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	一五	三
三一	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	一五	三
三二	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件	一五	三
三三	特定国外派遣組織を指定する件	一六	五
三四	地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件	一六	五
三五	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	一六 36	九
三六	特定国外派遣組織を指定する件	一九	四
三七	登録証明機関の住所の変更に関する件	二六	二
三八	消防法第二十一条の四第三項の規定に基づく型式承認の公示	二八	三
三九	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	一
四〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	三
四一	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	六
四二	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	九
四三	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	一五
四四	政治資金規正法の規定により政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件	二九 45	一五
四五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和四年分）を公表する件	二九 45	四〇
四六	政治資金規正法による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の要旨公表	二九 45	四六
四	○政治資金適正化委員会 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二六	三
五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二六	三